

しむかっぷ便利手帳

(令和4年4月改訂)



占冠村

も く じ

1	身体障害者手帳の交付	1
2	療育手帳の交付	1
3	精神障害者保健福祉手帳の交付	2
4	自立支援医療（更生医療）の給付	3
5	重度心身障害者医療制度	3
6	補装具費（購入・修理）の支給	4
7	障害福祉サービス	5
8	障害者通所及び障害児通園に係る交通費の助成	9
9	公共交通空白地有償運送等利用料助成金	9
10	NHK受信料の減免	10
11	村営バス運賃割引制度	10
12	占冠村福祉ハイヤー乗車券	10
13	バス運賃割引（村営バス以外）	11
14	タクシー料金割引	11
15	JR運賃割引制度	12
16	航空運賃割引制度	12
17	有料道路通行料金割引	12
18	携帯電話基本使用料割引	13
19	特別障害者手当	13
20	障害児福祉手当	13
21	特別児童扶養手当	14
22	児童扶養手当（障害関係）	14
23	心身障害者扶養共済制度	14
24	障害年金	15
25	税制優遇措置	15
26	駐車禁止規制の適用除外	16
27	腎臓機能障害者通院交通費補助事業	17
28	占冠村障がい者地域生活支援事業	17
	【資料】補装具の種類及び対象者	19
	【資料】日常生活用具の種目及び対象者	21

1. 身体障害者手帳の交付

身体障害者手帳の交付により、さまざまな福祉サービスや制度を利用できます。

■申請の手続き

次のものを用意し、福祉子育て支援課（社会福祉担当）まで申請、提出してください。

1. 新規交付申請

○交付申請書…役場でお渡しします。手帳交付を受ける人の氏名、居住地等を記載します。

（個人番号がわかるもの（個人番号カード、番号のメモ等）をお持ちください）

○指定医師による診断書・意見書…病院で診察後に文書料を支払い、受け取ってください。

○写真…縦4cm×横3cmの脱帽した上半身の写真1枚（1年以内に撮影したもの）

2. 異動があった場合

それぞれの事由に応じ、次のとおり用意してください。

事 由	再交付申請書	診断書・意見書	写真	身体障害者手帳
紛失・破損	○	×	○	○（破損の場合）
障害程度変更	○	○	○	○
氏名・居住地の変更	×	×	×	○
返還（死亡等）	×	×	×	○

〈注意事項〉

※身体障害者手帳は、北海道で認定するため、申請してから認定交付に至るまで約1ヶ月から1ヶ月半ほど日数がかかります。

※手帳には障害名と障害の状態に応じて1級から6級に区分した障害程度等級が記載されます。

2. 療育手帳の交付

知的障がい者（児）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種援護を受けやすくするために手帳を交付しています。対象者は児童相談所（18歳未満）又は心身障害者総合相談所（18歳以上）において、知的障がい者（児）と判定された方です。

■申請の手続き

次のものを用意し、福祉子育て支援課（社会福祉担当）まで申請、提出してください。

1. 新規交付申請

○交付申請書…役場でお渡しします。手帳交付を受ける人の氏名、居住地等を記載します。

○指定医師による診断書・意見書…病院で診察後に文書料を支払い、受け取ってください。

○写真…縦4cm×横3cmの脱帽した上半身の写真1枚（1年以内に撮影したもの）

2. 異動があった場合

それぞれの事由に応じ、下記のとおり用意してください。

事 由	再交付申請書	記載事項変更届	返還届	写真	療育手帳
紛失・破損	○	×	×	○	○（破損の場合）
氏名・居住地の変更	×	○	×	×	○
返還（死亡等）	×	×	○	×	○

3. 精神障害者保健福祉手帳の交付

精神障害（知的障害を除く）のために、長期に渡って日常生活や社会生活に制限を受けている方が、申請により取得することができます。

■申請の手続き

次のものを用意し、福祉子育て支援課（社会福祉担当）まで申請、提出してください。

1. 新規交付申請

○交付申請書・・・役場でお渡しします。手帳交付を受ける人の氏名、居住地等を記載します。

（個人番号がわかるもの（個人番号カード、番号のメモ等）をお持ちください）

○指定医師による診断書・意見書・・・病院で診察後に文書料を支払い、受け取ってください。

○写真・・・縦4cm×横3cmの脱帽した上半身の写真1枚（1年以内に撮影したもの）

○その他・・・障害年金受給者は年金証書の写しを提出することで診断書に代えることができます。

2. 異動があった場合

それぞれの事由に応じ、下記のとおり用意してください。

事 由	記載事項変更届・再発行申請書	写 真	精神障害児保健福祉手帳
紛失・破損	○	○	○（破損の場合）
氏名・居住地の変更	○	○（道外又は札幌市から転入の場合）	○
返還（死亡等）	×	×	○

〈注意事項〉

※手帳の障害等級は1～3級まであり、精神疾患と日常生活や社会生活での障害の状態の両面から総合的に判定されます。

※手帳の有効期間は2年間となっており、有効期間の3ヶ月前から更新の申請ができます。

※途中で症状や障害が重くなった場合は申請をし直し、等級の変更をすることも可能です。

4. 自立支援医療（更生医療・育成医療）の給付

身体障がい者の障害の軽減や機能回復のために必要な医療に係る医療費を、指定医療機関に委託して給付します。

■申請の手続き

次のものを用意し、福祉子育て支援課（社会福祉担当）まで申請、提出してください。

○自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書・・・役場でお渡しします。

（個人番号がわかるもの（個人番号カード、番号のメモ等）をお持ちください）

○指定医師による意見書・・・病院で診察後に文書料を支払い、受け取ってください。

○同意書・・・役場でお渡しします。世帯の課税状況を確認させていただきます。

○健康保険証

○身体障害者手帳

※自立支援医療（更生医療）により給付できる内容は以下のとおりです。

障害の種類	自立支援医療（更生医療）の給付内容
視覚障害	水晶体摘出手術、角膜移植手術、白内障手術、網膜剥離手術など
聴覚障害	外耳道形成術、鼓膜穿孔閉鎖術、人工鼓膜、人工内耳など
音声・言語・そしゃく機能障害	歯科矯正治療、口唇形成術、口蓋形成術、人工咽頭など
肢体不自由	関節形成術、人工関節置換術、理学療法、作業療法など
心臓機能障害	弁形成術、大動脈―冠動脈バイパス術、ペースメーカー埋め込み手術など
腎臓機能障害	人工透析療法、腎移植術、抗免疫療養など
小腸機能障害	中心静脈栄養法など
免疫機能障害	抗HIV療法、免疫調整療法など

〈注意事項〉

※給付に際して、心身障害者総合相談所の判定が必要となります。

※世帯の課税状況に応じて自己負担があります。（世帯は医療保険での世帯となります。）

5. 重度心身障害者医療制度

次の重度心身障がい者に医療費の助成をしています。

■対象者

(1) 身体障がい者・・・障害程度が1級、2級及び3級の方

(2) 知的障がい者・・・①知能指数35以下（療育手帳A判定）で、日常的に介護を必要とする方

②肢体不自由、盲ろうあ等の障害を有する方は知能指数50以下で、日常的に介護を必要とする方

■申請の手続き

住民課（国保医療担当）にお問い合わせください

6. 補装具費（購入・修理）の支給

補装具とは、身体障がい者の失われた身体部位、損なわれた身体機能を代償、補完する用具をいいます。（資料「補装具の種類及び対象者」をご覧ください）日常生活や社会生活を容易にするため補装具の購入（修理）に要する費用を支給します。

■申請の手続き

次のものを用意し、福祉子育て支援課（社会福祉担当）まで申請、提出してください。

○補装具費（購入・修理）支給申請書・・・役場でお渡しします。

（個人番号がわかるもの（個人番号カード、番号のメモ等）をお持ちください）

○指定医師による意見書

○見積書

○身体障害者手帳

〈注意事項〉

※原則1割の自己負担があります。（課税状況、収入状況に応じて月額負担上限額が定められます。）

※65歳以上の方及び40歳以上で介護保険の対象となる方については、介護保険制度（福祉用具貸与）が優先されます。

7. 障害福祉サービス等

障がい者自らが、サービスを行う施設や事業所を選択し、契約を行ってサービスを利用する制度です。

■対象者

- (1) 身体障がい者、身体障がい児（身体障害者手帳の交付を受けている方）
- (2) 知的障がい者、知的障がい児（心身障害者総合相談所、児童相談所で判定を受けた方）
※そのほか、児童相談所や医師等により療育の必要性が認められた児童（手帳の有無は問わない）
- (3) 精神障がい者（自立支援医療（精神通院）を受給している方を含む）
- (4) 難病患者等（特定医療費（指定難病）受給者証を持っている方）

<利用できるサービス>

障害者総合支援法に基づくサービス一覧

	サービスの名称	内 容		対象者
介 護 給 付	居宅介護(ホームヘルプ)	身体介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障害支援区分1以上の方
		家事援助	自宅で、調理、部屋の掃除、洗濯、買い物等の支援を行います。	
		通院等介助	通院するときに付添支援を行います。	障害支援区分2以上の方
	重度訪問介護	重い障害があり、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。		○障害支援区分4以上で、二股以上に麻痺等があり、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれにも見守りや介助が必要と認められる方 ○重度の知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有する障がい者で常時介護を要する方
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。		障害支援区分6で、以下いずれかにあてはまる方 ○四股麻痺寝たきりで人工呼吸器を装着している方 ○四股麻痺寝たきりで最重度知的障がい者の方 ○強度行動障害
	同行援護	視覚障害の方が外出するときに、代筆・代読・移動の支援を行います。		視覚障害により移動に著しい困難を有する視覚障がい者、これに相当する程度の障害を有する方
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。		障害支援区分3以上で、知的障害または精神障害により、行動上著しい困難を有する、常時介護を必要とする方
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せ		障害支援区分1以上の方 ※障がい児の場合、障害児支援区分に	

		つ、食事の介護等を行います。	おける区分1以上に該当する方
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	○障害支援区分6で、気管切開を伴う人工呼吸器を装着している方 ○障害支援区分5以上で、筋ジストロフィーまたは重度心身障害の方
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	○障害支援区分3以上（障害者支援施設入所者は区分4以上）の方 ○50歳以上で、障害支援区分2以上（障害者支援施設入所者は区分3以上）の方
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	○生活介護を利用している障害支援区分4（50歳以上は区分3）以上の方 ○自立訓練・就労移行支援を利用している方のうち、通所が困難である方
訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	事業所又は自宅で、理学療法や作業療法等のリハビリや、日常生活上の相談、助言、支援等を行います。	左記の支援が必要な障がい者
	自立訓練（生活訓練）	事業所又は自宅で、食事や入浴、排せつ等の自立した日常生活を送るための訓練や、日常生活上の相談、助言、支援等を行います。	左記の支援が必要な障がい者
	宿泊型自立訓練	日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している人に対し、夜間居住の場を提供し、帰宅後の生活能力等の維持・向上のための支援を行います。	日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方で地域生活に向けて生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な方
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練を行います。	雇用が見込まれる方
	就労定着支援	障がい者が雇用された企業で働く際に生じる生活面の問題・課題を解決するために職場や家族、医療機関や福祉施設等と連携して指導や助言を行います。	就労移行支援等のサービスを利用して一般企業に就職した方
	就労継続支援A型	企業等に就労することが困難な65歳未満の人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。	当該事業所で、雇用契約による就労が可能と見込まれる方 ※65歳以上の方は一定の要件あり
	就労継続支援B型	一般就労が困難な人に対し、生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。	生産活動に係る知識及び能力の向上・維持が期待される方
	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日において、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。	身体障害、知的障害または精神障害の方及び難病のある方（ただし、入浴、排せつまたは食事の介護が必要な方は障害支援区分1以上）

計画 相談 支援	サービス利用支援	サービスを利用する方の心身の状況や環境等を勘察し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、サービス提供事業所等と連絡調整を行い、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成を行います。	新規で介護給付及び訓練等給付を利用する方、既に利用している方
	継続サービス利用支援	サービス等利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに検証し、その結果等を勘察して見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。	新規で介護給付及び訓練等給付を利用する方、既に利用している方
地域 相談 支援	地域移行支援	入所施設等に入所している又は精神科病院に入院している人に対し、居住の確保、地域生活に移行するための活動に関する相談、その他必要な支援を行います。	障害者支援施設や児童福祉施設に入所している障害のある方、矯正施設に入所しており、地域生活支援センターが社会復帰の支援を行っている方など
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する人に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。	施設・精神科病院から退所・退院し1人暮らしをする方、家族との同居から1人暮らしに移行する方、地域生活が不安定な方

■利用者負担

利用者と扶養義務者は、収入に応じた利用者負担額を事業者に支払います。

児童福祉法に基づくサービス一覧

	サービスの名称	内 容	対象者
障害児通所支援	児童発達支援	未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を支援します。	就学前の障害のある児童 ※児童相談所や医師等により療育の必要性が認められた児童（手帳の有無は問わない）
	医療型児童発達支援	日常生活における適切な週間を確立するための基本的な動作の指導、社会生活への適応性を高めるような知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うことと併せて、理学療法等の訓練や医療的管理に基づいた訓練を行います。	就学前の肢体不自由がある児童
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害の状態等にある障がい児であって、児童発達支援等の児童通所支援を受けるために外出することが困難なものにつき、その居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力向上のために必要な訓練を行います。	外出することが困難な障害のある児童
	放課後等デイサービス	就学している障がい児に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を支援します。	就学している障害のある児童
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	保育所や幼稚園、小学校に通う障害のある児童
障害児入所支援	障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行います。（福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります）	身体に障害のある児童、知的障害児又は精神障害児（医療型は入所する対象児のうち知的障害児、肢体不自由児、重症心身障害児が対象となる） ※児童相談所や医師等により療育の必要性が認められた児童も対象（手帳の有無は問わない）	
障害児相談支援	障害児支援利用援助	サービス利用申請の対象となる障がい児について、その心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービス内容を定めた障害児支援利用計画案を作成し、給付決定後はサービス提供事業所等と連絡調整を行い、その内容を反映した障害児支援利用計画を作成します。	新規で障害児通所支援及び障害児入所支援を利用する方、既に利用している方
	継続障害児支援利用援助	障害児支援利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障害児支援利用計画の見直しを行います。	新規で障害児通所支援及び障害児入所支援を利用する方、既に利用している方

■利用者負担

放課後デイサービスのみ1回あたり250円の利用料がかかります。それ以外のサービスの利用料は無償です。

■申請の手続き

福祉子育て支援課（社会福祉担当）までお問い合わせください。

※サービスの利用にあたっては、指定特定相談支援事業所（児童は指定障害児相談支援事業所）で作成するサービス等利用計画書の提出が必要です。

※利用しようとするサービスの種類により、障害支援区分の認定が必要な場合があります。

※申請から支給決定まで、2～3ヶ月程度を要する場合があります。

8. 障がい者通所及び障がい児通園にかかる交通費の補助

障がい者が自立訓練などのために就労支援施設に通所する際の交通費並びに障がい児が障害児施設へ通園する際の交通費を助成します。

■対象者

本村の住民であって、障害福祉サービスに係る訓練等給付費の支給決定を受けていて就労継続支援 A 型又は B 型の事業所に通所している者又はその保護者

本村の住民であって、障害福祉サービスに係る障害児通所支援給付の支給決定を受けている児童の保護者

■助成額

当該施設へ通所・通園する際に要する交通費で、交通業事業者による運行区間内の旅客運賃とし、最も経済的な経路の旅客運賃により算定された額とする。

■申請の手続き

福祉子育て支援課（社会福祉担当）までお申し出ください。

9. 公共交通空白地有償運送等利用料助成金

社会福祉法人等が行う公共交通空白地有償運送にかかる移送サービスを利用した際に支払った対価の2分の1以内を助成します。

■対象者

占冠村の地域内の住民であり、運送を行う社会福祉協議会等においてあらかじめ登録された方（生活保護受給者は対象外）

■助成額

社会福祉法人等に支払った運送等（有料道路通行料金、駐車場料金等を含む）の対価の2分の1以内の金額

■申請の手続き

福祉子育て支援課（社会福祉担当）までお申し出ください。

10. NHK受信料の減免

障がい者のいる世帯に対してNHK放送受信料の減免扱いがあります。

■全額免除

- ①「身体障がい者」「知的障がい者」「精神障がい者」が世帯構成員であり、世帯全員が村民税（住民税）非課税の場合

■半額免除

- ①「視覚・聴覚障がい者」が世帯主の場合
- ②重度の障がい者（身体障がい者～1、2級、知的障がい者～A判定、精神障がい者～1級）が世帯主の場合

■申請の手続き

福祉子育て支援課（社会福祉担当）までお問い合わせください。その際、世帯及び課税状況の確認をさせていただきます。

11. 村営バス運賃割引制度

身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者が村営バスを利用する場合に、運賃の割引を受けることができます。

■割引率

- | | | |
|-------------------|-----|--------------------|
| ・身体障害者手帳1～3級 | 無料 | } 村から無料乗車券を差し上げます。 |
| ・知的障害者重度判定者 | 無料 | |
| ・身体障害者手帳4～6級及び介護人 | 5割引 | } 降車時に手帳を提示してください。 |
| ・知的障害者重度判定以外及び介護人 | 5割引 | |
| ・精神障害者保健福祉手帳及び介護人 | 5割引 | |

※介護人の割引については、村長が必要と認めた場合に適用されます。

■申請の手続き

無料乗車券が必要な方は、福祉子育て支援課（社会福祉担当）までお申し出ください。

12. 占冠村福祉ハイヤー乗車券

身体障がい者又は知的障がい者の方に、ハイヤーの運賃の一部を助成します。

■対象者

村内に居住し、住民登録をされている方で、次のいずれかに該当する方

- ①身体障がい者～1級もしくは2級の下肢、体幹機能、視覚障がい者
1級の心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、膀胱機能、直腸機能又は小腸機能障がい者

②知的障がい者～重度と認定された方

■助成額

小型ハイヤーの基本料金10回分（年間）

■利用方法

本人がハイヤーを利用するときに限ります。

差額が生じた時は、利用者本人が負担してください。

■利用できるハイヤー会社及び範囲

- ・富良野沿線ハイヤー協会に加盟しているハイヤー会社

会社名	住所	電話番号
富良野タクシー（株）	富良野市本町2-3	22-5001
中央ハイヤー（有）	富良野市西扇山1	22-2800

- ・利用範囲

富良野市内、占冠村内の乗車利用に限ります。

■申請の手続き

福祉子育て支援課（社会福祉担当）までお申し出ください。

13. バス運賃割引（村営バス以外）

身体障がい者又は知的障がい者がバスを利用する場合に、運賃の割引を受けることができます。

料金支払い時又は定期券購入時に身体障害者手帳又は療育手帳をご提示してください。

■割引率・・・50%（定期30%）

■割引の対象

【第1種】本人と介護者1名

【第2種】本人のみ

※割引率は異なる場合があります。

※精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方への割引を実施している場合もあります。

※詳しくはご利用のバス会社にお問い合わせください。

14. タクシー料金割引

身体障がい者又は知的障がい者が、タクシーを利用する場合に、運賃の割引を受けることができます。

乗車時に身体障害者手帳又は療育手帳をご提示してください。

■割引率・・・10%

※精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方への運賃の割引等については、ご利用のタクシー会社にお問い合わせください。

15. JR運賃割引制度

身体障がい者及び知的障がい者が、単独又は介護者とともにJRを利用した場合に、運賃の割引が受けられます。

■割引内容

種別	割引対象	乗車券類種別	割引率	距離制限等	注意事項	
身体障がい者・知的障がい者	第1種	本人	50%	片道101km以上利用の場合	利用する場合は身体障害者手帳又は療育手帳を提示し、口頭で申し込んでください。介護者については、1名のみ割引が適用されません。	
		本人及び介護者		なし		
	第2種	本人		普通乗車券		片道101km以上利用の場合
		本人及び介護者(本人が12歳未満の場合のみ)		定期乗車券		なし

16. 航空運賃割引制度

満12歳以上の方で身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が航空機を利用する場合に国内の運賃が割引になります。

■割引の種類

手帳区分に関わらず本人及び介護者1名

■割引を受けることができる航空会社

国内に本社のある航空会社の国内線

■割引率

各航空会社及び路線により異なります。

■利用方法

搭乗券購入時に窓口で手帳を提示してください。 ※詳しくは各航空会社にお問い合わせください。

17. 有料道路の通行料金割引

身体障がい者又は知的障がい者が、高速道路等を利用する場合に、通行料金の割引を受けることができます。

事前に福祉子育て支援課(社会福祉担当)で身体障害者手帳又は療育手帳に必要事項の記入を受け、その手帳を通行の際に掲示してください。

■割引率・・・50%

■割引の対象

- ①身体障がい者本人が自動車を運転する場合
- ②重度（第1種）の身体障がい者又は重度（第1種）の知的障がい者が同乗している場合
 - ・E T Cノンストップ走行の割引には、東日本高速道路株式会社等への事前手続きが必要となります。

■対象となる自動車

車検証に記載された所有者が、障がい者本人又は家族等の介護者となっているものに限られます。（所有者欄がディーラー名などの場合は対象になりませんので、事前の名義変更が必要です）

■申請の手続き・・・次のものを用意して、福祉子育て支援課（社会福祉担当）に申請してください。

- ・身体障害者手帳又は療育手帳
- ・運転免許証（障がい者本人が運転する場合のみ）
- ・利用する自動車の車検証（「所有者の氏名又は名称」欄が本人、配偶者、直系血族等になっていることが必要です。
- ・E T Cカード（障がい者本人名義のもの）、車載器の番号（E T C登録する場合）

18. 携帯電話の基本使用料の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方は、携帯電話使用料等の割引を受けることができます。

■申請の手続き・・・携帯電話各社または取扱店

19. 特別障害者手当

在宅の重度障がい者の方において、その障害により生じる特別の負担の一助として支給します。

■対象者・・・日常生活において常時特別の介護を必要とする、20歳以上の在宅の方。

※社会福祉施設に入所した場合や3ヶ月以上入院した場合は支給されません。

■支給額・・・月額27,300円（令和4年4月～）

※所得制限があります。

■申請の手続き・・・福祉子育て支援課（社会福祉担当）にお問い合わせください。

20. 障害児福祉手当

在宅の重度障がい児の方において、その障害により生じる特別の負担の一助として支給します。

■対象者・・・日常生活において常時介護を必要とする、20歳未満の在宅の方。

※障害年金等を受給できる場合や社会福祉施設に入所した場合は支給されません。

■支給額・・・月額14,850円（令和4年4月～）

※所得制限があります。

■申請の手続き・・・福祉子育て支援課（社会福祉担当）にお問い合わせください。

21. 特別児童扶養手当

在宅の障がい児を養育している方に、特別児童扶養手当を支給します。

■対象者…20歳未満の一定以上の障害のある児童と同居し、養育している父母等です。

■支給額…(1級)月額52,400円 (2級)月額34,900円(令和4年4月～)

※児童が障害年金等を受給できる場合は支給されません。また、所得制限があります。

■申請の手続き…福祉子育て支援課(子育て支援室)にお問い合わせください。

22. 児童扶養手当(障害関係)

ひとり親家庭などで、児童を監護・養育する方に、児童扶養手当を支給します。

■対象者…18歳未満の児童を扶養している父または母で、いずれかが重度の障害(年金の障害等級1級程度)を持っている方です。

■支給額…全部支給 月額43,070円

(児童が2人の場合は、上記に10,170円、3人目以降は1人につき6,100円が加算されます)

一部支給 月額10,160円～43,060円(所得に応じて10円刻みで設定)

(児童が2人の場合は、所得に応じ、上記に5,090円～10,160円、3人目以降は1人につき3,050円～6,090円が加算されます)

(令和4年4月～)

※児童が障害年金等を受給できる場合や、父または母に支給される公的年金の加算対象となっているときなどは支給されません。

※所得制限があります。

※ここでは障がいに関連する内容のみを記載していますが、他にも支給対象要件があります。

■申請の手続き…福祉子育て支援課(子育て支援室)にお問い合わせください。

23. 心身障害者扶養共済制度

障がい者を扶養している方(加入者)が毎月一定額の「掛金」を払い込み、その加入者が亡くなったり重度の障がい者となった場合に、残された障がい者に一生涯年金を支給することにより、生活の安定を図る制度です。

■加入できる方…①知的障がい者、②1～3級までの身体障がい者、③①②と同程度と認められる精神障がい者の方、などの配偶者とその障がい者を養育している父母、兄弟姉妹、祖父母などの親族で65歳未満の方です。

■掛金…加入時の年齢により異なります。

加入年齢	～34歳	～39歳	～44歳	～49歳	～54歳	～59歳	～64歳
金額	9,300円	11,400円	14,300円	17,300円	18,800円	20,700円	23,300円

※心身障がい者一人につき、2口まで加入できます。

■年金の支給額…一口月額20,000円

※加入者より先に障がい者の方が亡くなった場合は、加入期間に応じて弔慰金を支給します。

■申請の手続き・・・福祉子育て支援課（社会福祉担当）にお問い合わせください。

24. 障害年金

国民年金、厚生年金の加入者が障害等級表に定める程度の障害を受けた時に支給される年金です。障害の状態により障害基礎年金は1級・2級、障害厚生年金は1級～3級の年金を受け取ることができます。また、障害厚生年金の1級・2級に該当する場合は、障害基礎年金もあわせて受け取ることができます。

■国民年金（障害基礎年金）

【年金額】 1級：976,125円 2級：780,900円（令和3年4月～）

※18歳未満の子がいる場合の加算

（1，2人目）各224,900円

（3人目以降）各75,000円

※障害を受けるまでの加入期間の3分の2以上保険料を納付していない場合は支給されません。

■厚生年金（障害厚生年金）

厚生年金加入時に障害基礎年金1・2級に該当する程度の障害を受けた場合に障害基礎年金の加算として支給されます。

障害基礎年金1・2級よりも軽い障害で厚生年金障害等級表の3級に該当する場合は、厚生年金から独自に年金が支給されます。年金額は給与等の額と加入期間により計算されます。

障害厚生年金3級よりも軽い障害で、障害手当金に該当する程度の障害を受け、障害基礎年金の保険料納付要件を満たしている場合に、一時金として障害手当金が支給されます。手当の額は給与等の額と加入期間により計算されます。

■申請の手続き・・・住民課（戸籍担当）にお問い合わせください。

25. 税制における優遇措置

障がい者の方に対して、税制における各種控除等の優遇措置があります。

■所得等控除

税区分	事項	内容
所得税	障害者控除	身体3～6級、知的（療育手帳B）、精神2～3級 27万円控除
	特別障害者控除	身体1～2級、知的（療育手帳A）、精神1級 40万円控除
	同居特別障害者 扶養控除	同居の親族が特別障害者の場合 扶養控除、配偶者控除に35万円を加算
住民税	障害者控除	身体3～6級、知的（療育手帳B）、精神2級～3級 26万円控除
	特別障害者控除	身体1～2級、知的（療育手帳A）、精神1級 30万円控除
	同居特別障害者扶養 控除	同居の親族が特別障害者の場合 扶養控除・配偶者控除に23万円を加算
所得税・住民税	掛金の控除	心身障害者扶養共済の掛金を控除

相続税（相続人が85歳未満の障がい者の場合に限り）	障害者控除（税額控除）	身体3～6級、知的（療育手帳B）、精神2～3級 相続税額から「85歳になるまでの年数×10万円」を控除
	特別障害者控除（税額控除）	身体1～2級、知的（療育手帳A）、精神1級 相続税額から「85歳になるまでの年数×20万円」を控除

■非課税

税区分	事項	内容
所得税・住民税	社会福祉関係給付金	心身障害者扶養共済制度の給付金、生活保護法・児童福祉法・身障福祉法・母子保健法に基づく支給金品、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、障害基礎年金等是非課税
住民税	非課税限度額	障がい者等は、前年所得が135万円以下は非課税
相続税	心身障害者扶養共済制度の給付金	受給権は課税価格に算入されない
贈与税	特別障害者扶養信託契約	身体1～2級、精神1級、重度知的障害者の信託受益権は6,000万円まで非課税（精神2・3級、中軽度の知的障害者は3,000万円）
自動車税・軽自動車税・自動車取得税	障がい者が利用する自動車に係る税	次の場合に各税を減免 ① 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等の同居の家族が障害者の通院等のために使用する場合 ② 構造上、障がい者が利用するための自動車を使用する場合

■問い合わせ先・・・富良野税務署、北海道上川総合振興局、総務課（税務担当）

26. 駐車禁止規制の適用除外

公安委員会から「駐車禁止・時間制限駐車区間除外指定車の標章」の交付を受け、障がい者が利用する自動車に標章を貼ることによって、駐車禁止規制の対象となっている場所に必要最小限の駐車をすることができます。

■対象者

手帳の種別	障害の区分		障害の等級	
身体障害者手帳	視覚障害		1～3級まで及び4級の1	
	聴覚障害		2～3級	
	平衡機能障害		3級	
	肢 体 不 自 由	上肢機能障害		1級、2級の1及び2級の2
		下肢機能障害		1～4級
		体幹機能障害		1～3級
		運 動 機 能 障 害	上肢機能	1～2級（1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
	移動機能		1～2級	
	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱又は直腸、小腸機能障害		1級又は3級	
免疫機能障害		1～3級		

	肝臓機能障害	1～3級
手帳の種別		障害の等級
療育手帳		重度（A）
精神障害者保健福祉手帳		1級

■申請の手続き……警察署にお問い合わせください。

27. 腎臓機能障害者通院交通費補助事業

腎臓機能障害により人工透析療法を受けている方に通院交通費を助成します。

■申請の手続き……福祉子育て支援課（社会福祉担当）にお問い合わせください。

28. 占冠村障がい者地域生活支援事業

障がい者の地域生活を支援するために、以下の事業を実施します。利用を希望される方は、事前に申請が必要ですので、福祉子育て支援課（社会福祉担当）までご相談ください。

【相談支援事業】

障がい者の相談に応じ、必要な支援を行います。

〈対象者〉障がい者等、障がい児の保護者、障がい者等の介護を行う方

〈利用料〉無料

〈実施機関〉占冠村、エクウエート富良野

【コミュニケーション支援事業】

手話通訳者、要約筆記者を派遣します。

〈対象者〉聴覚、言語機能障がいなど、意思疎通を図ることに支障がある障がい者、障がい児

〈利用料〉無料

〈実施機関〉エクウエート富良野

【日常生活用具給付等事業】

日常生活上の便宜を図るため、重度障害者等に6種の用具を給付・貸与します。（別紙「日常生活用具の種類等及び対象者」をご覧ください）

〈対象者〉障害のため当該用具を必要とする重度の身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者

〈利用料〉1割

〈実施機関〉占冠村

【移動支援事業】

社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加のための外出移動を支援します。

〈対象者〉障がい者等であって、外出時に移動の支援が必要な方

〈利用料〉無料～1割（利用形態によります）

〈実施機関〉占冠村、占冠村社会福祉協議会、エクウエート富良野、南富良野からまつ園

【地域活動支援センター事業】

富良野市内に富良野圏域の障がい者等が集う場所（富良野地域活動支援センター）を設置し、創作的活動や交流を図ります。

〈対象者〉地域活動支援センターの利用希望者（利用者は毎週水曜日に送迎バスを利用できます）

〈利用料〉無料（昼食代、材料費など一部自己負担があります）

〈実施機関〉エクゥエート富良野

【居住サポート事業】

公営住宅等への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な方の支援を行います。

〈対象者〉知的障がい者又は精神障がい者であって、住宅への入居を希望している方

〈利用料〉無料

〈実施機関〉エクゥエート富良野

【日中一時支援事業】

家族の就労支援・一時休息を目的に障がい者の日中における活動の場を確保します。

〈対象者〉日中において看護する者がいないため、一時的な支援が必要な方

〈利用料〉障害者自立支援法短期入所サービス費の1割の額

〈実施機関〉富良野沿線において短期入所サービスを実施している事業所

【生活サポート事業】

日常生活や家事援助を行います。

〈対象者〉介護給付支給決定者以外の方で、支援がないと生活に支障がある方

〈利用料〉在宅福祉推進事業ふれあい訪問サービス利用料の額

〈実施機関〉占冠村、占冠村社会福祉協議会、エクゥエート富良野

【成年後見制度利用支援事業】

成年後見制度の申立に要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

〈対象者〉次のいずれにも該当する方

（1）障害福祉サービスを利用する身寄りのない重度の知的障がい者又は精神障がい者

（2）村長が、後見開始等の審判の請求を行うことが必要と認める方

（3）経費の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる方

〈利用料〉無料

〈実施機関〉占冠村

【資料】補装具の種類及び対象者

区分	種目	名称	対象者
義肢	義手	肩義手、上腕義手、肘義手、前腕義手 手義手、手部義手、手指義手	肢体不自由（切断）
	義足	股義足、大腿義足、膝義足、下腿義足 果義足、足根中足義足、足指義足	肢体不自由（切断）
装具	上肢装具	肩装具、肘装具、手背屈装具、長対立装具 短対立装具、把持装具、MP屈曲装具、 指装具、B. F. O	肢体不自由
	体幹装具	頸椎装具、胸椎装具、腰椎装具、仙腸装具 、側彎矯正装具	肢体不自由
	下肢装具	長下肢装具、短下肢装具、ツイスター、 足底装具、股装具、膝装具、先天性股脱装具、 内反足装具	肢体不自由
	靴型装具	靴型装具	肢体不自由
座位保持い す	座位保持いす	座位保持いす	肢体不自由（障がい児）
起立保持具	起立保持具	起立保持具	肢体不自由（障がい児）
頭部保持具	頭部保持具	頭部保持具	肢体不自由（障がい児）
排便補助具	排便補助具	排便補助具	肢体不自由（障がい児）
その他	盲人用安全つえ	普通用、携帯用	視覚障害
	義眼	普通義眼、特殊義眼、コンタクト義眼	視覚障害
	眼鏡	矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、 弱視眼鏡	視覚障害
	補聴器	高度難聴用ポケット型、高度難聴用耳掛け型、 重度難聴用ポケット型、重度難聴用耳掛け型、 耳穴型、骨導式ポケット型、骨導式眼鏡型	聴覚障害
	車いす	普通型、リクライニング式普通型、ティルト 式普通型、リクライニング・ティルト式普 通型、手動リフト式普通型、前方大車輪型、 リクライニング式前方大車輪型、片手駆動型、 リクライニング式片手駆動型、 レバー駆動型、手押し型、リクライニング式 手押し型、ティルト式手押し型、リクライニ ング・ティルト式手押し型	肢体不自由（切断、機能 障害等）、内部障害（心 臓機能障害、呼吸器機能 障害）
	電動車いす	普通型（4.5 km/h、6 km/h）、手動兼用型、 リクライニング式普通型、電動倉イニング式 普通型、電動リフト式普通型、 電動ティルト式普通型、電動リクライニン グ・ティルト式普通型	肢体不自由、内部障害 （心臓機能障害、呼吸器 機能障害）

	歩行器	六輪型、四輪型（腰掛付き、腰掛けなし）、三輪型、二輪型、固定型、交互型	肢体不自由
	歩行用補助つえ	松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフトランド・クラッチ、多点杖、プラットホーム杖	肢体不自由
	重度障害者用意志伝達装置	重度障害者用意志伝達装置	両上下肢の機能の全廃及び言語機能を喪失した方

【資料】日常生活用具の種目及び対象者

種目	品目	対象要件
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害
	特殊マット	
	特殊尿器	
	入浴担架	
	体位変換器	
	移動用リフト	
	訓練用いす（障害児のみ）	
	訓練用ベッド（障害児のみ）	
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害
	便器	
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害及びてんかん等による転倒の危険性が高い知的障がい等
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害
	移動・移乗支援用具	
	特殊便器	上肢機能障がい
	火災警報器	障がい種別に関わらず火災発生の感知・避難が困難
	自動消火器	
	電磁調理器	視覚障害
	歩行時間延長信号機用小型送信機	聴覚障害
聴覚障害者用屋内信号装置		
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害等
	ネブライザー（吸入器）	呼吸機能障害等
	電気式たん吸引器	
	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法
	盲人用体温計（音声式）	視覚障害
	盲人用体重計	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害
	情報・通信支援用具	上肢機能障害又は視覚障害
	点字ディスプレイ	盲ろう、視覚障害
	点字器	視覚障害
	点字タイプライター	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	
	視覚障害者用活字文書読み上げ装置	
	視覚障害者用拡大読書器	
	盲人用時計	

	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害
	聴覚障害者用情報受信装置	
	人工喉頭	喉頭摘出
	福祉電話（貸与）	聴覚障害又は外出困難
	ファックス（貸与）	聴覚又は音声障害もしくは言語機能障害で、電話デハ意思疎通困難
	視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）	視覚障害
	点字図書	
排泄管理支援用具	ストーマ用装具	ストーマ造設者
	紙おむつ等	高度の排便機能障害、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者、高度の排尿機能障害
	収尿器	
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期非進行性脳病変による運動機能障害



自然体感占冠

Shimukappu / Hokkaido